

R8年度森づくり県民提案事業

令和8年度に「秋田県水と緑の森づくり税」を活用し、県民の皆さんが企画・実践する森づくり活動を募集します！！

募集の対象

森林の手入れや森林の中で行う体験活動や自然観察会など、森林に対する関心を高め、県民参加の森づくりを推進する取り組みを支援します。

(例)・植樹、下刈、除・間伐、枝打、ナラ枯れ被害防止のための伐採などの森林整備活動

- ・民家、耕作地に近い里山で、クマ出没の恐れがある森林の整備（藪の刈払いなど緩衝帯の整備）
- ・森林の役割を理解するための森林環境学習活動、木育活動等

応募できる団体

- ① 法人格を有する団体（NPO法人等）、企業、組合、PTA、自治会等の地域住民団体、各種ボランティア団体 ※採択回数は、同一団体が同一事業を行う場合は原則3回までとする。（特別な理由がある場合は5回まで）
- ② 学校教育法第1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）、保育所、若い世代で構成するグループ（大学生等の学生）などの任意団体（ただし、規約等が定められており、総会等が開催されている非営利団体とする。） ※採択回数は、制限を設けないものとする。（次代を担う若い世代に森づくりについて体験・学習する機会を設けるため）

補助の内容

採択された事業については、補助の対象となる経費（※1）のうち、上限を40万円とします。クマの出没抑制対策にあっては、上限を100万円までとします。

なお、予算額を上回る応募があった場合、より多くの団体に森づくり事業を実践していただくため、上限額を引き下げることがあります。

※1 補助の対象となる経費については、裏面をご覧ください。

応募の締め切り

令和8年1月30日(金)まで（郵送の場合は当日消印有効です。）

応募方法

令和8年度森づくり県民提案事業提案書（様式第2号～5号含む）を最寄りの地域振興局（下記）に提出してください。

※実施要領及び様式は水と緑の森づくり税事業ウェブページからも入手いただけます。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/61979>

- | | | | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| ・鹿角地域振興局森づくり推進課 | TEL 0186-23-2275 | ・北秋田地域振興局森づくり推進課 | TEL 0186-62-1445 |
| ・山本地域振興局森づくり推進課 | TEL 0185-52-2181 | ・秋田地域振興局森づくり推進課 | TEL 018-860-3381 |
| ・由利地域振興局森づくり推進課 | TEL 0184-22-8351 | ・仙北地域振興局森づくり推進課 | TEL 0187-63-6113 |
| ・平鹿地域振興局森づくり推進課 | TEL 0182-32-9505 | ・雄勝地域振興局森づくり推進課 | TEL 0183-73-5112 |



補助の対象となる経費

(1) 報償費（謝礼金）

外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金、コンクール等の商品（図書券等）

(2) 賃金

活動に伴う準備、補助員に係る経費（応募団体や参加者の経費は対象外）

（応募団体では実施困難な場所の刈払い、作業に支障となる木の伐倒等は委託費）

(3) 旅費（交通費）

事業の実施に必要な講師・指導者へ支払う旅費、事務局員の旅費等

（公共交通機関は実費、車は1kmあたり37円を上限）

(4) 需用費（消耗品費、燃料代、印刷製本代、資材費）※単価3万円未満に限る

①消耗品費 事業実施に必要な消耗品（一般事務のための消耗品は除く）

②燃料代 チェーンソーや刈払機等の燃料費など

③印刷製本代 資料購入費、資料印刷費など

④資材費 苗木、支柱、肥料、きのこの種菌など

※苗木は原則として秋田県内に自生する樹種とし、ソメイヨシノなどの緑化樹種は対象外となる場合があります。

⑤食料費 参加者の飲料費

⑥修繕費 チェーンソーや刈り払い機の修理代

(5) 役務費（保険料等）

応募団体以外への通信運搬費や傷害保険料など

(6) 使用料及び賃借料

会議室、機械借上料、簡易トイレの借上料、バス等移動用車両

(7) 委託費

応募団体が自ら行うことが困難な作業等を外部へ委託する経費

（地ごしらえ、応募団体では実施困難な場所の刈り払い、作業に支障となる木の伐倒等）

※積算根拠（見積書等）を添付してください。刈払い等の場合は作業面積をもとめる必要があります。

(8) 講習受講料

チェーンソー・刈払機などの機械を扱うための研修の受講に要する経費

(9) その他

上記に記載のない経費については、内容を審査のうえ決定します。

注 次の経費は補助の対象になりません。

- ・実施団体の経常的な運営経費
- ・実施団体及び会員が所有する機材の借上料
- ・公園や建物敷地の緑化に要する経費
- ・営利を目的とする活動に要する経費
- ・その他補助することが適当ではないと認められる経費など



※審査について

審査は、「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」（森づくり税を活用した事業の検討や効果の検証等を行う第三者委員会で、各分野の代表や公募委員など10名で構成）の意見を聞いて、『森づくり県民提案事業審査会』が行います。

問い合わせ先：秋田県 農林水産部 森林環境保全課 調整・森林環境チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

【TEL】018-860-1750 【FAX】018-860-3899

【電子メール】 forest@pref.akita.lg.jp 【WEB ページ】 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/61979>

各種様式のダウンロードは上記アドレスかQRコードから行ってください。